

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

| | |
|---------|-----------------------|
| 氏名 | 石川県漁業協同組合（組合としての意見表明） |
| 所属又は職業等 | |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本県ではさまざまな漁業種類で沿岸海域においてヒラメが多く漁獲されているが、専業でヒラメを狙って操業している漁業者は少なく、時期や海域によって混獲による漁獲がされている場合が多い。本魚種の特長として、混獲が多い以外にも、サイズによる価格の違いがあるほか、栽培漁業の取組等も広く行われている。画一的な数量管理を当てはめるのではなく、サイズ規制等のテクニカルコントロールも取り入れ、現場漁業の実態に合わせた柔軟な管理が行えるよう制度設計をしていくべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

活魚での漁獲、出荷も多く、漁獲日と出荷日とが大きくずれる場合もある。販売システムに基づく漁獲報告では基本的には販売後のデータ報告となる場合が多いと考えられるため、TAC管理にあたっては様々なケースを想定し、報告の統一的な扱いが可能となるようルールを設定する必要がある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

目標の設定にあたっての計算においては、特にサイズ選択率について、近年の平均値を単純に当てはめるのではなく、どのような漁獲を行うことが適当か、様々なケースにより試算、検討すべき。サイズにより価格が大きく変わる魚種であり、資源のあり方とともに漁業のあり方をよく検討したうえで目標を設定すべき。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

加入の減少について科学的にも要因が分かっておらず、資源評価や将来予測の不確実性が非常に高い。他の資源のように、単に達成確率を指標にシナリオを選択することは危険であるとする。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

関係漁業種類が多く、管理区分が多岐にわたることで管理が煩雑になる可能性が高い。ある程度の冗長性をもたせるようにして、無用な手間を生じさせないような数量管理方法を考える必要がある。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

休漁等の管理措置以外にも、すでに各地区でサイズ規制、再放流の取組が実施されている。これらの取組みについても一定の効果があると考えられ、また現場の理解も得られていることから、このような取組をベースとして管理措置を検討することも大切であるとする。特に加入が不確実な資源において、推定値を基にABCを定めるよりも、頑健な管理方策となる可能性もある。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

漁獲制限を行うのであれば需要の関係についても検討し、どのようなサイズで漁獲を行うべきか決める必要があるため、加工流通業界、飲食業界等の意見をよく聞くべき。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

栽培漁業をどのように進めていくかについては国として方向性をしっかり示していくべきと考える。その方向性によって資源管理のあり方も大きく変わってくると考えられるため、まず前提条件として栽培漁業のあり方について国として方向性を提示したうえで検討に入るべき。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

数量明示区分における数量管理だけではなく、現行水準区分においても同様にテクニカルコントロール等を実施することで、関係者が足並みをそろえて管理に取り組めるようにすべき。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

様々な地区、漁業種類において本県同様に混獲による漁獲が多いと考えられ、操業実態は大きく変わらないと考えられるが、県全体の漁業規模の大きさ次第で数量明示対象となるか現行水準管理対象となるかが決まってしまう状況である。さまざまな関係漁業者が足並みをそろえて管理に取り組めるよう、単純な数量管理以外の管理方策を取り入れ、実施すべき。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

| | |
|---------|-----|
| 氏名 | 鳥取県 |
| 所属又は職業等 | |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ヒラメは、混獲漁法である底曳き網漁業により多く漁獲されている。そのため、TAC管理には馴染まない魚種であると考えられ、数量管理以外の管理方策により資源管理を行うべきである。

底びき網での漁獲割合が高く、他魚種と混獲される魚種であることを考慮の上、単に数量を示すだけでなく、実現可能な管理施策を提示されたい。なお、本魚種は、吸血虫ネオヘテロ・ボツリウム の蔓延により著しく資源が減少した魚種であることも考慮し、系群全域でのネオヘテロ・ボツリウム の寄生状況のモニタリングが、本系群の今後の資源管理にとって重要であると考えられる。

また、遊漁者も利用する資源であることから、漁業者だけでなく、遊漁者も含めた資源管理を行うべきである。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

鳥取県漁獲情報提供システムにより収集可能ですが、数字が確定するのに2ヶ月程度要することがある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

寄生虫の蔓延を考慮し、加入量を仮定していることなどから、資源管理目標の導入は時期尚早と考えます。寄生虫の蔓延により著しく資源が減少した魚種であることも考慮し、系群全域で広くネオヘテロ・ボツリウム症の寄生状況についてモニタリングすべきと思います。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

2022年12月23日付け水産庁資料のスライド⑨において、親魚量が増えても漁獲量が増えて来ない資源の将来予測に対して、単に数値の提示だけでは、採択の候補になるような選択肢がありません。将来漁獲量が増加する漁獲シナリオなどを示して欲しいです。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

数量管理を導入・実施する上では、種苗放流している県と種苗放流していない県で数量管理をどうするか？また、遊漁者による漁獲がある中で、数量管理をどうするか？などを数量管理を導入する前に解決すべきです。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

全長 25cm 以下の小型魚を再放流（県全体）、種苗放流（県西部）、資源管理計画に基づく休漁日設定（地区ごとに異なる）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

鳥取県内の小型底びき網、一本釣、刺網、定置網、沖合底びき網に携わる漁業者、田後漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合、赤碕町漁業協同組合、米子市漁業協同組合、鳥取県内において、ヒラメを釣る遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

資源評価では、加入量の仮定、親魚量を増やしても将来漁獲量が増えない理由、上限下限ルール、また将来漁獲量が増加する漁獲シナリオ。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

沖合底びき網漁業、小型底びき網、一本釣、刺網、定置網
※遊漁者も同じ資源を利用していることから、遊漁者が将来も継続的に釣獲できるようにするためにも、遊漁者も含めた管理が必要と考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

| | |
|---------|--|
| 氏名 | 佐藤 政俊 |
| 所属又は職業等 | 筑前海資源管理手法検討委員会 会長 福岡県漁業協同組合連合会 代表理事会長 |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

・資源管理の必要性、持続的な資源利用について、福岡県の漁業者はこれまでもしっかり取り組んできました。この考え方は、過去も未来も変わりません。

・福岡県の沿岸漁業は、多種多様な魚介類が様々な漁業種類で漁獲されるといった特徴があります。ヒラメは多くの漁業種類で漁獲され、重要な魚種の1つです。

・沿岸漁業の場合、遠洋漁業と異なり漁場が狭く漁模様は魚種の来遊に大きく左右されます。本県筑前海海域におけるヒラメの漁獲量に関しても年変動が大きいいため、TAC管理を適用する場合は魚群の来遊等に対応できるよう、留保枠の速やかな追加配分などの柔軟な対応が必要です。

・国は、我が国全体の漁業生産の8割をTAC管理するといった目標達成のために議論を進めるのではなく、漁業経営の面も考慮して検討していく必要があると考えます。また、漁協経営、流通加工や小売り等事業者への影響も考慮すべきです。このような、地域の生活や経済にも大きく影響する極端な管理にならないよう配慮しながら検討をお願いします。

・資源管理は、漁業者の生活に直結する大きな問題です。ロードマップにも「新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力を得たうえで進める。」と明記されています。締め切りありきで議論を打ち切ることをのまないようお願いします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・漁業者や漁協の負担とならない漁獲報告の収集体制の整備が必要と考えます。あわせて、近年、浜売りや直売といった漁協や市場を通らない販売形態が増えており、それらを正確かつ迅速に把握する報告体制の整備が必要です。また、出荷単位もkg単位のほか箱単位（大、中、小）と多岐に渡るため、kg単位に変換する統一的な基準を決める必要があります。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・資源評価に用いたデータの詳細についての開示と、評価のプロセスについてのわかりやすい丁寧な説明をお願いします。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・実際の管理を行うのは漁業者であり、漁業者が管理の意義を理解し、納得できる目標でなければ、管理の実行性は上がりません。MSY水準によるヒラメ資源管理の実施までは、更なる検討が必要ですが、検討中においても、社会、経済も見据えたMSY水準以外の目標を設定することも視野に、暫定的な管理目標を置いた場合の予測シナリオも同時に示していただきたいと考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・ヒラメは、本県下の多くの漁業種類にとって重要な魚種です。混獲を避けることによる影響や漁獲量削減による経営への影響は大きいことから、十分な経営支援策を講じていただくようお願いします。

・資源状況等により配分された漁獲可能量が平年の漁獲実績より少ない場合、本県海域に来遊があった場合でも獲り控える必要が生じるものと考えております。留保枠にも限りがあるため、減収となった場合の補償が必要であり、共済制度の拡充等が求められます。

・漁業者のみならず漁協の販売手数料の減収等に対する経営支援が必要と考えます。また、減収に対する補償と併せて後継者育成のための支援の充実が必要と考えます。

・TAC管理が適応された場合、県内漁業種間で漁獲可能量の配分方法について検討する必要がありますが、国においては、配分方法の事例等を示した管理ルール作りのガイドラインを策定していただきたいと考えます。

・漁獲量を把握する上で、市場出荷、直売等の多岐にわたる流通情報の集約又、情報収集の簡易化、情報基準の統一等が課題と考えます。デジタル化と併せて国の支援が必要と考えます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

・現在実施されている取組としては、許認可による操業期間の制限、毎月の休漁日設定、市場価格安定を考慮した獲り控え及び操業調整等があります。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

○福岡県地先において操業する各種漁業

- ・固定式さし網漁業
- ・釣り漁業
- ・底びき網漁業
- ・小型定置網漁業等

○遊漁船、遊漁者

○ヒラメを取り扱う市場関係者、流通業者、加工業者、小売業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

・ステークホルダー会合で用いる資料は、漁業者に分かり易いよう作成して頂きたいです。

・地区の漁業者間で十分な議論を行えるよう、一定期間の余裕のあるスケジュールで事前に資料を公表した上で、SH会合を開催していただきますようお願いいたします。

・漁船リース事業等補助事業で設定した数値目標（KPI）は、水揚げ金額の増大によるものとなっていますが、資源管理によって漁獲量が削減された場合の取扱いについて説明をお願いします。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

・漁業者だけではなく遊漁者、レジャー船等も管理の対象とする必要性があると考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

・ステークホルダー会合は、全国各地域で複数回開催していただくようお願いいたします。
・漁獲を切り下げることにより、これまで築いてきた天然ヒラメの流通が養殖ヒラメに置き換わるのではないのでしょうか。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

| | |
|---------|----------------------|
| 氏名 | 柏木 俊彦 |
| 所属又は職業等 | 長崎市新三重漁業協同組合 代表理事組合長 |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

当組合においては、刺し網でヒラメを漁獲しており、活魚、鮮魚として県内地場に出荷しています。県外については、県漁連を通して活魚、鮮魚として出荷しております。

当組合は、毎年組合単独事業で、ヒラメの種苗放流事業を行っており資源管理に取り組んでおります。ヒラメの近年の水揚げ量の減少は新型コロナウイルス等の影響で単価が低くなったことと等により獲り控えたことが大きく影響しており、水揚げの減により資源量が少なく積もられ、TACが設定されてしまうと困るので、適切な資源評価をお願いします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

水揚げ仕切り書にて収集

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

月夜間（毎月）、盆、年始での自主休漁

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

| | |
|---------|-------------------|
| 氏名 | 山中 兵恵 |
| 所属又は職業等 | 平戸市漁業協同組合 代表理事組合長 |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本資源は、当組合の主力魚種であり、高級魚として特に冬場に取り引されている。特に固定式刺網漁業者は、本資源を主として漁をしているため TAC 管理により漁獲制限されることになれば死活問題である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲情報デジタル化により、収集体制を整える必要がある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

当組合員の固定式刺網漁業(ヒラメ網)は、大半が家族で操業しているため零細であり、かつ漁業者は高齢であるため、TAC 管理が導入され漁獲が制限されれば生活が困窮する。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

最近の漁獲実績から大きく異なる数量とならないようにしてほしい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

体長制限、禁漁期間は設けるべきである。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

固定式刺網漁業者、定置漁業者、地区の運営委員会。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

漁獲量の多い大型船漁船の管理は必要と考える。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

| | |
|---------|---------------------|
| 氏名 | 高平 真二 |
| 所属又は職業等 | 長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

ヒラメについては、県下各地において一本釣り、刺し網、小型底曳き網等で漁獲され、県内消費のほか県外へ活魚、鮮魚として出荷されており、本県にとっては大変重要な魚種である。また、県内では従来より各地でヒラメの種苗放流を行っており、漁業者自らが資源管理に取り組んでいる地域も多い。ヒラメのTAC管理については関係する漁業者も多いため、性急にことを進めるのではなく、漁業者へ十分な説明を行い、十分に理解を得た上で、慎重に進めてもらいたい。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

本来、漁業者に漁獲報告義務があるが、漁業者への周知がいきわたっていないと言いはり難い状況である。特にヒラメのように多くの漁法業種で漁獲されている魚種に関しては、その分対象となる漁業者も多い。漁協や市場を経由せず出荷されているものも一定量あると思われることから、漁獲報告について国主導でしっかりと周知を図ってもらいたい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

県内のヒラメの水揚げ量は、増減を繰り返しながら若干の減少傾向にあるものの、ここ数年の減少はクドアや新型コロナウイルスによる価格の大幅下落に伴う獲り控え等の影響が大きく、水揚げの減少が資源の悪化に由来するものかどうかは不明である。また、資源評価において再生産成功率そのものが悪化しているとの報告もあっており、漁業者の漁獲を制限したとしても資源が回復するかどうか疑わしい。今後、漁業者に漁獲制限等を課すのであれば、減少要因についてもっと明確に示すべきではないか。
また、親魚量は過去最も多かった時でさえ3,000トン程度であるのに対して、目標管理基準値案は4,053トンとなっている。目標を過度に高く設定しすぎているのではないか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

| |
|--|
| |
|--|

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

ヒラメは種苗放流の効果も高く、県下において多くの地域で種苗放流が実施されている。また、ヒラメは広域回遊魚種であるため、種苗放流した地域に限らず、より広域な地域へ放流の効果が及んでいると推測される。このような中、種苗放流をしている地域と、していない地域に対して一応に数量管理を課せば、漁業者間、地域間に不公平感が生じることは必至であり、種苗放流数の減少が懸念される。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

再生産効率が悪化する中、小型魚を保護（体長による漁獲制限）することも有効と思われる。また、現状各地で実施されている種苗放流についても更なる推進が重要である。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

県下各地において一本釣り、刺し網、小型底曳き網等で漁獲されており、TAC管理による影響も大きい。幅広い地域、多くの漁業者からきちんと意見を聞いてもらいたい。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

これまでの魚種にも言えることだが、説明があまりに専門的過ぎて分かりづらく、TAC管理により最も影響を受ける漁業者があまり理解できていないように感じる。本当にTAC管理について漁業者の理解を深めたいのであれば、もっと分かりやすい簡潔な説明をしてもらいたい。現状のままでは漁業者の理解は進まず、逆に不信感だけが強まってしまっても不思議ではない。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

| | |
|---------|---------|
| 氏名 | 川口 和宏 |
| 所属又は職業等 | 長崎県水産部長 |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本県では、ヒラメは刺網漁業、小型底びき網漁業、定置網漁業や釣り漁業など多種多様な漁業種類で漁獲されており、それらの漁法のほとんどは県漁業調整規則に基づく知事許可漁業と免許漁業であり、本県は許可・免許庁として適切に漁業を管理する必要がある。

漁法別では、刺網漁業、小型底びき網漁業及び定置網漁業で県内総漁獲量のおよそ8割を占めている。

漁獲されたヒラメは主に鮮魚で出荷される他、活魚として国内各地へ出荷されており、本県を代表する重要な魚種である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

ヒラメはこれまでTAC管理に慣れていない沿岸漁業者による漁獲が多く、漁獲報告の義務化について、より一層の周知及び報告体制の構築が必要である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

目標が過去経験したことのない親魚量となっており、本当に達成できる目標水準なのか再検討するなど、より精度の高い資源評価が行われることが必要不可欠である。

加えて、再生産関係が不明瞭であるのは、データ及び解析が不足していること、海洋環境の影響が大きいことが考えられるので、その原因を分析して資源評価を見直したうえで目標を示すことが必要である。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

本県のヒラメの漁獲量は全国上位であり、季節的に専獲する刺網漁業や小型底びき網漁業のほか、定置網、釣りやはえ縄、など多種多様な漁業種類で漁獲が行われるなど、多くの漁業者が依存する重要資源の一つであるため、日々漁業の現場でヒラメ資源と向き合っている漁業者の意見を汲み取った資源評価並びに漁家経営に配慮した漁獲シナリオの導入がなされるべきであると考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

遊漁による採捕も相当量に及ぶと考えるが、その採捕実態がほとんど把握されておらず、数量管理を円滑に導入するには、遊漁による採捕を十分考慮した、より精度の高い資源評価が行われることが必要不可欠である。これら課題が解決され漁業者の十分な協力と理解が得られた後に数量管理が導入されるべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

ヒラメを採捕する漁業が盛んな地域では、種苗放流や資源管理計画に基づく休漁日の設定等の自主的な資源管理措置を実施している。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

専獲している刺網漁業及び小型底びき網漁業で県内漁獲のおよそ7割、非専獲のその他多くの漁業種類で3割を占めているため、刺網漁業及び小型底びき網漁業者はもとより、それ以外の漁法を営む者も含め、県内各地の漁業者から幅広く意見を聞く必要がある。また、ヒラメは県内の各海域で種苗放流が行われているため、種苗放流に取り組む漁業者の意見も重要視すべきである。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

複数のルールに基づくシナリオが示されており、現在公表されている資源評価の資料では、漁業者にとっては非常に分かりづらく、議論を進めることが困難である。各シナリオのメリット、デメリットを示す等の分かりやすい説明が必要である。

また、いずれのシナリオでも資源量や親魚量は増えるが、漁獲量は増えない結果となっているため、この理由について丁寧な説明をお願いしたい。

ヒラメは栽培漁業対象種であり、長崎県では県内各地で計50万尾超の種苗を放流していることから、種苗放流に取り組む漁業者の理解を得るためには種苗放流による添加と漁獲量管理による効果をそれぞれ科学的に示すことが必要である。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

ヒラメの漁獲実態は、中型まき網漁業の漁獲が9割以上を占める既存TAC魚種のまあじ、まさば及びごまさば等とは大きく異なっており、既存TAC魚種の操業形態と比較しても、沿岸域の多種多様な漁業種類で漁獲されていることから、漁獲管理を行う場合の区分、漁獲が積み上がった場合の採捕制限をどのように行うのかなど、管理手法の導入・設定に非常な困難性を有している。

鹿児島県から石川県まで同系群として扱われているが、地域によって漁法や種苗放流の効果も異なることから、地域を区切って管理することについても検討することが重要だと考える。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

| |
|--|
| |
|--|

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

| | |
|---------|---------------------|
| 氏名 | 玉置泰司 |
| 所属又は職業等 | 一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事 |

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

県別・魚種別・漁業種類別統計は、現時点で農林水産省 HP により令和元年度以降しか公表されていない。TAC がどの県でどの漁業種類で設定されるのかを予測するためにも、少なくとも直近3年分については公表を行うよう要望する。農林水産省 HP による全魚種の公表が間に合わない場合、せめて資源評価報告書には掲載して欲しい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

県別の TAC が上限に達するなど、ヒラメの漁獲制限が行われる場合、定置網でヒラメが混獲した際に、ヒラメの水揚げが一切認められないとなると、箱網内の魚種構成としてヒラメが大半である場合であれば逃がすことも可能であるが、その他の魚種の割合も多い場合には、定置網の漁法特性から他の魚種の水揚げも困難になってしまう。そのような場合にはヒラメの混獲水揚げも認めるようにして欲しい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

ヒラメを多く漁獲する県の定置漁業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）